

職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース(新設)のご案内

勤務間インターバルの導入に職場意識改善助成金をご活用ください!

職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」が新設され、平成29年度の事業について申請を受け付けます(事業実施承認は平成29年4月以降となります)。

働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)を活用して、「勤務間インターバル」を導入しましょう。

※「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、健康の確保や過労防止にも資するものです。

対象事業主		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ その他の業種については、前記の業種労働環境・均等部または雇用環境・均等室にご確認ください。

成果目標

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。

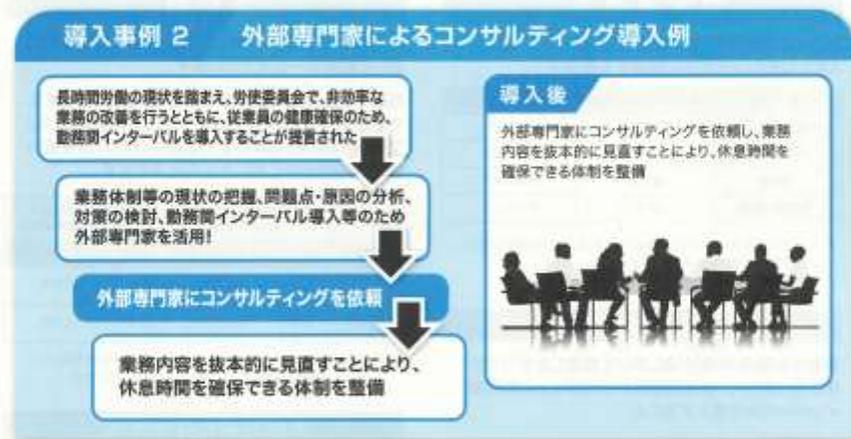
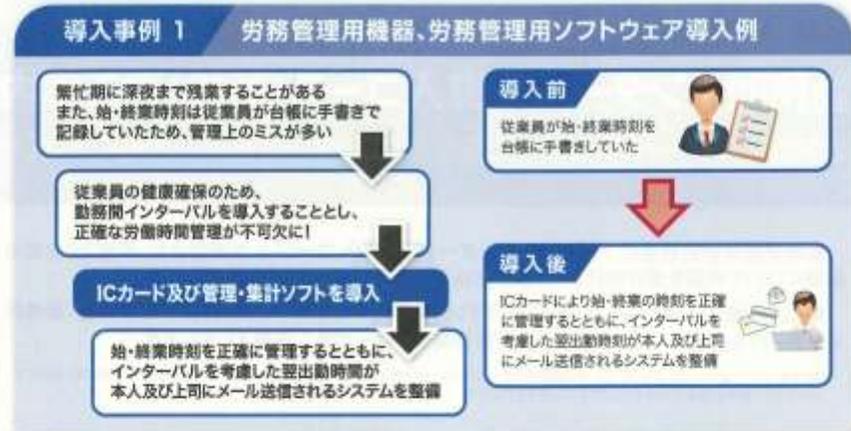
- **新規導入**
勤務間インターバルを導入していない事業場において、新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること
- **適用範囲の拡大**
既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって勤務間インターバルの対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- **時間延長**
既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して9時間以上とすること

支給額					
成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組に要した経費の一部を支給します。					
補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休憩時間数(※)に応じたものとなります。					
休憩時間数(※)	表1) 新規導入に該当するものがある場合		表2) 適用範囲の拡大・時間延長のみの場合		補助率
	1企業当たり	1企業当たり	1企業当たり	1企業当たり	
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円	
11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円	

※ 事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

- ### 支給対象となる取組
- いずれか1つ以上実施してください。
(注)事業実施承認前の取組は支給対象外となります
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - 労務管理担当者に対する研修
 - 労働者に対する研修、周知・啓発
 - 外部専門家によるコンサルティング
 - 労務管理用ソフトウェア・機器の導入・更新
 - 勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

画面上で導入事例を紹介



申請書受付期間

平成29年12月15日(金)まで

※ 平成29年4月以降に事業実施承認を行います。事業実施承認がなされる前に行った事業(契約行為を含みます)については、支給対象とはなりませんのでご注意ください。なお、職場意識改善助成金は国の予算額に制約されるため、12月15日以前に受付を締め切る場合があります。

申請にあたっての注意

- この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。
- 偽りその他の不正行為により事業実施承認を受けた場合は、その承認の一部または全部を取り消すことがあります。
- 偽りその他の不正行為により助成金の支給を受けた場合は、助成金の返還を求められます。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

お問い合わせ先(申請窓口)

都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室

詳細はこちらからもご確認ください。